

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまに対する 水道料金等のお支払い期限延長の取扱いについて

一戸町水環境課

新型コロナウイルスの影響により水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び町設置型浄化槽使用料のお支払いが困難な方は、お支払い期限を令和2年6月末まで延長しますので下記までご相談ください。

対象となるのは、新型コロナウイルス感染者または感染の疑いにより、水道料金等の支払いの手続きが困難な方、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、収入が減少し水道料金等の支払いが困難な方でお支払い期限が令和2年2月末日以降から令和2年5月末日までの請求分が対象となります。

お手続きについては、お客さまからの電話によるお申し出によりお受けします。その際に状況等についてお伺いしますが、必要に応じて状況を確認できる書類を提出いただく場合がありますのでご了承ください。

●受付開始日時：令和2年4月13日（月） 午前9時から

※新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、さらなる支払期限の延長についても検討いたします。

※お支払い期限延長（猶予）のお申し出をされても、水道料金等の減免となるものではありませんのでお間違いが無いようご注意ください。

○お問い合わせ先

一戸町役場 水環境課 業務係

TEL：0195-33-2111 内線：223

時間：午前8時30分～午後5時15分